

オスカー補助金 Q & A

令和8年4月30日現在

1. 事業の趣旨・対象要件について

Q1-1	オスカー認定を受けていれば、どのような事業でも対象になりますか？
A1-1	単なる現状維持の設備更新ではなく、経営環境の変化を見据えた「変革」や「競争力強化」に資する取組が対象です。 審査では、将来ビジョンへの合致や、地域経済への波及効果（雇用創出など）も重視されます。
Q1-2	提出書類にある「100億宣言」とは何ですか？
A1-2	将来的に売上高100億円規模を目指すなど、高い成長意欲を持ち、地域経済の核となることを志向する企業が、そのビジョンを「宣言」として登録・公表する国の制度です。経済産業局等によるビジネスマッチングの優先的な機会提供や、国の支援施策での優遇、対外的信用力の向上といったメリットがあります。詳細は、以下を参照してください。 (中小企業庁 100億宣言) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html
Q1-3	他の中小企業向け補助金との併用は可能ですか？
A1-3	制度として併願は可能ですが、同一の経費項目について重複して補助を受けることはできません。
Q1-4	補助対象期間中に進捗確認は行われますか？
A1-4	採択決定後、オスカー認定制度の担当コーディネータによる伴走支援（事業計画のブラッシュアップ等）を行いますので、その中で進捗確認も実施します。

2. 補助対象経費の範囲について

Q2-1	事務用のパソコンを買い替える費用は対象になりますか？
A2-1	一般的な事務用のパソコンや家具などの汎用性が高い物品は、原則として対象外です。ただし、「専ら補助事業のために用いる」パソコンやタブレット端末に限り、例外的に対象とすることができます。なお、補助下限額を「1,000千円」としているため、補助申請額1,000千円以上にさせていただく必要があります。
Q2-2	建物の改修や、古い機械の廃棄費用も対象になりますか？
A2-2	対象になります。事業計画の実施に不可欠な建物の改修費（建物費）や、作業スペース拡大のための自社設備の廃棄費用（設備処分費）が認められています。ただし、単なる事務所の清掃や日常的な廃棄は対象外となる可能性があるため、計画との関連性を明確にしてください
Q2-3	M&Aを検討しているのですが、アドバイザー費用は対象になりますか？
A2-3	「外注・委託費」として、M&Aの手續進行に関する手数料等を計上することが可能です。
Q2-4	大学教授に技術指導を依頼する場合、謝金はいくらまで認められますか？
A2-4	大学教授、弁護士、公認会計士等の場合は、1日あたり5万円（税抜）以下が上限となります。
Q2-5	海外の展示会に出展する費用や、海外出張の旅費は対象になりますか？
A2-5	海外展示会出展費および海外現地調査費は対象外です。また、国内・海外を問わず、事業に

	係る旅費や宿泊費はすべて補助対象外となります。
Q2-6	海外展開を目的とする経費が対象外となっておりますが、具体的に教えてください。
A2-6	海外展示会出展費及び海外現地調査費、国際規格認証の取得に係る経費や外国出願等、海外認証・知財に要する経費等、海外で実施・発生する経費は対象外となります。 一方で、海外を含めた販路拡大や売上向上を目的として、国内で実施する設備投資等に要する経費は補助対象となります。
Q2-7	事業実施場所（例：建物の建設・改修、設備の導入場所）が市外になる事業も対象となりますか？
A2-7	経営革新を目的とした事業計画の実現に資する内容であり、売上高の増加などの効果が見込まれる場合は、事業実施場所が京都市外であっても対象となります。
Q2-8	WEBサイトの構築やバージョンアップ、マーケティングツールの導入は対象となりますか？
A2-8	ソフトウェア・システム費又は広告宣伝・販売促進費として対象となります。本経費が事業計画の実現にどのように寄与されるかを申請書に明確に記載ください。 また、WEBサイトの構築・バージョンアップにおいては、京都市デジタル化推進プロジェクト補助金 (https://kyoto-digital-2026.com/) の活用も併せてご検討ください。

3. 発注・支払・購入のルールについて

Q3-1	交付決定前に購入したものは対象になりますか？
A3-1	原則として、交付決定通知日以降に発注・契約した経費が対象となります。ただし、申請時に「事前着手届」を提出し、認められた場合は令和8年4月1日以降の経費も対象に含めることができます。その場合でも、交付決定日までに「発注・納品・支払い」のすべてが完了しているものは対象外となります。
Q3-2	支払期限はいつまでですか？
A3-2	令和9年2月26日（金）までに支払（引き落とし等）が完了している必要があります。期限を過ぎた支払いは、いかなる理由があっても補助対象外となります。
Q3-3	社長個人のクレジットカードで決済してもいいですか？
A3-3	対象外となります。クレジットカード決済は、カードの名義および引き落とし口座の名義が、交付決定を受けた事業者（法人等）と同一である必要があります。
Q3-4	高額な機械を分割払いで購入したいのですが。
A3-4	補助対象期間内（令和9年2月26日まで）に全額の支払いが完了しない場合は、全額が補助対象外となります。また、分割払いにかかる手数料（利息等）は補助対象に含まれません。
Q3-5	中古の機械装置を購入してもいいですか？
A3-5	可能です。ただし、価格の適正性を証明するため、3社以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得する必要があります。オークションで購入したものは、金額にかかわらず対象外です。

4. ソフトウェア・システム費の取扱いについて

Q4-1	ソフトウェア費の補助対象期間はいつからいつまでですか？
A4-1	原則として、補助金交付決定日から令和9年2月26日（金）までです。ただし、申請時に「事前着手届（第4号様式）」を提出し承認された場合に限り、令和8年4月1日以降に発生した経費も対象に含めることができます。
Q4-2	5月にシステム開発を契約し、着手したいのですが対象になりますか？
A4-2	対象となります。ただし、①申請時に必ず「事前着手届」を提出すること、②交付決定日よ

	りも前に「契約・納品・支払」のすべてを完了させないこと、の2点が条件です。
Q4-3	クラウドサービスの「年払い」費用はどこまで認められますか？
A4-3	補助対象期間（交付決定日～令和9年2月26日）に含まれる利用分が原則ですが、契約の最小単位が1年であり、分割（按分）が不可能な場合に限り、最大1年分まで対象とすることができます。 ただし、支払および口座からの引き落としが、令和9年2月26日までに完了している必要があります。
Q4-4	事前着手期間（4月～6月）の月額利用料は対象になりますか？
A4-4	事前着手届を提出している場合、対象に含めることができます。 ただし、その支払を交付決定日よりも後に行うか、あるいは初期費用など他の経費と合わせて交付決定日よりも後に一括で支払うなどの対応が必要です。交付決定前に支払が完了した月分は、補助対象外となる可能性があるためご注意ください。